

播磨町男女共同参画プラン（第3期）とは？

本町では、これまで、男女一人ひとりがその能力を十分に発揮し、固定的な性別役割にこだわることなく、自分の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会の実現に取り組んできました。

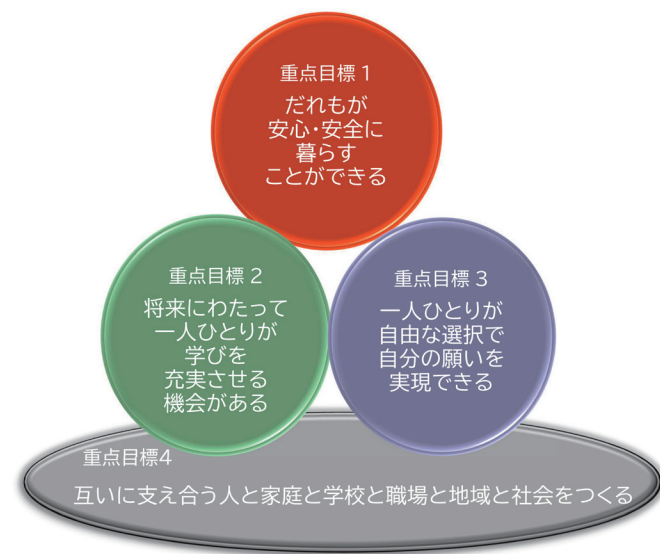
本プランでは、男女の問題というくりだけでなく、「家庭でも職場でも地域でも、だれもが活躍できる場所が播磨町にたくさんあること」の実現をめざします。そのためには、一人ひとりの男女共同参画についての「理解の促進」とだれもがいきいきと活躍できる社会の「仕組みづくり」の両輪が大切です。「理解の促進」には、一人ひとりが性別に関する意識や表現を見直してみるといった行動が必要です。男女共同参画を自分ごととしてとらえ、行動してみるために、本プランでは、だれもが「知る、気づく、つながる」ことを提案しています。また、「仕組みづくり」によって、だれもが「知る、気づく、つながる」行動を支援していきます。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村計画です。また、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間を計画期間とします。

基本理念

一人ひとりが自由な選択で自分の願いを実現でき、みんなで支え合い安心して暮らせるまち

本プランの4つの重点目標



男女共同参画社会が実現するには「理解の促進」が必要です

Point① 男女がともに 協力し合しましょう！
 家庭の状況、仕事の状況、そして一人ひとりの考え方や気持ちを尊重して協力し合うことが大切です。

Point② 「男性だから、女性だから」という意識を変えましょう！
 男女共同参画社会の実現には、性別、年齢、立場関係なく、一人ひとりを大切にする必要があります。無意識のうちに「男性だから」「女性だから」という理由で自分やだれかの可能性をせばめていませんか。一人ひとりの小さな活動を応援しましょう。

Point③ DV・虐待の「被害者」にも「加害者」にもならないために！
 DVは重大な人権侵害です。「私は関係ない」と思わずに、DVについて理解し、被害者にも加害者にもならないようにしましょう。もし、被害にあった時は、ひとりで悩まず、相談しましょう。

Point④ 多様な性を認め合おう！
 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、わたしらしく生きることのできる社会をつくっていきましょう。

プランがめざす男女共同参画社会が実現すると

地域でも
 地域活動や意思決定に男女関係なくだれでも参画しやすくなっている

家庭でも
 女性も男性も大人も子どもも家族全員で協力しあい、家事や子育てや介護等をしている

学校でも
 性差による思い込みにとらわれず、自分の意志で生き方や進路等を選択できている

職場でも
 男女の格差がなく、ワーク・ライフ・バランスの取れた人生を送ることができている

どんな場でも
 多様性や個人の想いが尊重され、みんなが安心して暮らせている

相談窓口

女性に対する暴力相談窓口

一人で悩まないで、まずは相談してみてください。

- 兵庫県配偶者暴力相談支援センター（兵庫県女性家庭センター）
078-732-7700（毎日9:00～21:00）
- DV相談ナビ（DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス）
短縮ダイヤル #8008

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルです。内閣府では、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

兵庫県男女共同参画センター・イーブンの相談窓口

兵庫県男女共同参画センター・イーブンは、女性の悩み（法律や働き方に関することを含む）や、男性の悩み、不妊・不育に関する悩みなど、様々な悩みを相談できる窓口があります。実施日時が決まっているため、事前に確認してからご相談ください。

警察への相談窓口

- 性犯罪被害 110 番（性犯罪被害相談電話）
短縮ダイヤル #8103
- 警察相談専用電話
短縮ダイヤル #9110



より詳しいプランの内容について知りたい方は、「播磨町男女共同参画プラン（第3期）」もあわせてご覧ください。

播磨町男女共同参画プラン（第3期）【概要版】 令和5（2023）年度▶令和14（2032）年度

【発行】播磨町 住民協働部 協働推進課
〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30 TEL：079-435-0565（直通） FAX：079-435-0367 E-MAIL：kyodo@town.harima.lg.jp
https://www.town.harima.lg.jp

播磨町男女共同参画プラン（第3期）

概要版

～知る・気づく・つながる～

令和5（2023）年度 ▶ 令和14（2032）年度



- DVや虐待等は暴力であり、人権侵害であることを認識しましょう。
- 学校や研修会等で学んだ知識を家族の人と話し合いましょう。
- 困っている人がいたら、自分の知っている内容や町のサービス等を伝え、相談機関につなげるようにしましょう。
- 自分自身の体を知り、健康に暮らすための知識や情報を活用して健康管理に努め、自分自身や家族を大切にしましょう。
- 家庭内の役割分担を家族で話し合ってみましょう。
- 男女共同参画に関する講座や研修会に積極的に参加しましょう。
- 学校や研修会などで学んだ知識を家族の人と話し合いましょう。
- 何にでも関心を持ち、暮らし方や生き方の参考にしましょう。
- 生活の向上や仕事を改善するための知識・スキルを高めるためには何をすればよいのか考えましょう。
- 自分に合った子育て・介護支援サービスについて調べてみましょう。
- 「ワーク・ライフ・バランス」を踏まえ、自分らしい働き方について考えてみましょう。
- 地域の活動や委員会・審議会委員などに積極的に応募して、まちづくりに参加しましょう。
- 地域の諸活動に参加する人が活動しやすいように、(子育てや介護等では)お互いに助け合いましょう。
- 防災について家族で話し合いましょう。
- 性の多様性について理解を深め、身近な人と話し合ってみましょう。

- DVや虐待等を発見したら、すぐに役場や関係機関に通報しましょう。
- 手口が巧妙で気づかない間に性犯罪に巻き込まれていることを防ぐため、性犯罪の新しいケースについて学ぶ講座や研修会を開催しましょう。
- 健康の大切さや健康づくりについて学ぶための機会を増やしましょう。
- お互いの共通点や違いを見つめ、人権について考える保育・教育を実践しましょう。
- それぞれの学校園や団体等で、男女共同参画について学ぶ講座や研修会を開催しましょう。
- 生涯学習やリカレント教育など、学び直しの機会を提供しましょう。
- 一人ひとりが自らの希望や意思に基づく選択を行う力を身につけることができるよう、キャリアに関して学ぶ講座や研修会、また体験の場を設けましょう。
- 「ワーク・ライフ・バランス」をテーマにした学習会・講演会などを積極的に開催しましょう。
- 子育てや教育・保育で困っている人がいたら、お互いに助け合いましょう。
- 学校園では、自分の意見や考えを相手に伝えることができるような機会・取組みを増やしましょう。
- 地域の活動や委員会・審議会委員をする人が活動しやすいように、支援体制を整えましょう。
- 地域住民の出会いやコミュニケーションを増やす工夫をしましょう。
- 災害時の対応について、支援が必要な人(妊婦、高齢者、障がい者等)の立場を考えて対策を立てましょう。
- 性の多様性をテーマにした学習会・講演会などを積極的に開催しましょう。

- だれもが安心・安全に働ける環境づくりに積極的に取り組みましょう。
- 職場におけるハラスメントやいじめ等について、講習などを開催して理解を深め、みんなで話し合いましょう。
- それぞれの企業や事業所等で、男女共同参画について学ぶ講座や研修会を積極的に開催しましょう。
- 新しい知識・スキルを身につけて仕事に活用するための仕組みをつくりましょう。
- 「ワーク・ライフ・バランス」を踏まえた働き方の実現に向けて、労働形態について積極的に見直しましょう。
- だれもが働きやすい環境をつくるため、悩みや不安を相談しやすい体制を整えましょう。
- 企業や事業所等は、多様な性のあり方を理解して事業活動を行っているか、表現や制度を見直してみよう。
- 地域の活動や委員会・審議会委員をする人が活動しやすいように、ボランティア促進や勤務時間調整などの制度を整えましょう。
- 介護・看護制度等の利用について従業員等への説明を徹底しましょう。
- まちづくりに貢献できるような資源・人材・技術等の活用について検討しましょう。
- 災害や緊急時の対応について地域と協働・連携するシステムをつくりましょう。

1



だれもが安心・安全に暮らすことができる

2



将来にわたって一人ひとりが学びを充実させる機会がある

3



一人ひとりが自由な選択で自分の願いを実現できる

4



互いに支え合う人と家庭と学校と職場と地域と社会をつくる

- 1 あらゆる暴力や犯罪を防止する
- 2 DV被害者への支援と緊急時の安全を確保する
- 3 支援が必要な人への多様なサービスを提供する
- 4 生涯を通じた心身の健康づくりを推進する

- 1 男女共同参画社会についての理解促進と意識啓発を図る
- 2 男女共同参画社会づくりのための保育・教育を推進する
- 3 社会の変化に対応した多様な学習機会を充実させる

- 1 だれもが能力を引き出し活用できる雇用・就労支援体制をつくる
- 2 「ワーク・ライフ・バランス」を踏まえた暮らしの支援体制をつくる
- 3 働く場でのハラスメントを防止する

- 1 だれもが意思決定の場に参画できる体制をつくる
- 2 男女共同参画の視点で地域コミュニティ、防災分野を見直す
- 3 地域・事業所間のネットワークづくりを推進する

- DVやデートDVなどについて理解するための啓発や情報提供を推進します。
- セクシュアルハラスメントについて理解するための啓発や情報提供を推進します。
- 女性の健康問題に対する啓発や健康保持に対する支援を充実させます。
- ライフステージにあったスポーツ活動の機会づくりを進め、健康維持や交流促進を図ります。

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を図ります。
- 保育・教育の場で、男女共同参画やキャリア教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習や学び直しの機会・情報の提供とデジタル技術の利活用を推進・促進します。

- 多様な働き方について啓発・学習する機会をつくります。
- 働きやすい職場環境について、企業や事業者等に啓発を行います。
- 企業や事業所等に対して男女雇用機会均等法、育児・介護休業法その他、労働法の周知のための情報提供・支援を実施します。性別を問わず、育児休業を取得しやすい環境の整備を促進します。
- 企業や事業所等におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等、ハラスメント防止対策の強化に向けた事業主や労働者等に対する意識啓発を行います。

- 意思決定の場に女性が参画できるよう、女性リーダー養成を様々な分野で推進します。
- 審議会等での女性委員の登用を進めていきます。
- パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関して理解を深めるとともに、近隣市町と情報共有を進めながら、策定します。
- 地域・事業所間のネットワークづくりを進めるため、きっかけづくりを行います。

- 「デートDV」という言葉を知っている人の割合 ▶ 50%以上
- 子宮頸がん検診受診率 ▶ 50%
- 乳がん検診受診率 ▶ 50%

- 「LGBTQ+」という言葉を知っている人の割合 ▶ 50%以上
- 「ジェンダー」という言葉を知っている人の割合 ▶ 90%以上
- 「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合 ▶ 80%以上
- 働き方の見直しに関する啓発講座実施数 ▶ 3回/年
- 「男性は仕事、女性は家事」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」の割合 ▶ 80%以上

- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 ▶ 80%以上
- 創業セミナーの女性参加者数 ▶ 10人以上
- 女性の就業者数 ▶ 6,600人
- 女性の有業率 ▶ 50%以上

- 町職員における女性管理職(課長級以上)の割合 ▶ 50%以上
- 本町の小中学校における女性管理職(校長・教頭)の割合 ▶ 50%以上
- 本町の審議会等への女性委員の登用率 ▶ 40%以上
- 本町の防災会議への女性委員の登用率 ▶ 40%以上
- 本町の自治会長における女性の割合 ▶ 10%以上
- 本町の自治会役員における女性の割合 ▶ 30%以上